

## <参考資料>

### 1 SDGsについて

SDGs 「Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標)」とは、2015年9月の国連サミットで全会一致で採択された「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」により定められた国際目標です。

持続可能な世界を実現するため、先進国を含む国際社会全体の開発目標として、2030年を期限とする包括的な17の目標と169のターゲットを設定し、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指して経済・社会・環境をめぐる広範な課題に、統合的に取り組むものです。

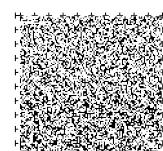
#### SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



本計画と関連するSDGsの目標は以下の通りです。特に、目標3のターゲットの中には自殺死亡率の減少を目指すことも盛り込まれており、本計画を推進していくことが、自殺対策のみならず、SDGsの達成の上でも重要といえます。



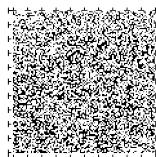
貧困	【目標1】貧困をなくそう
飢餓	【目標2】飢餓をゼロに
保健	【目標3】すべての人に健康と福祉を
教育	【目標4】質の高い教育をみんなに
ジェンダー	【目標5】ジェンダー平等を実現しよう
成長・雇用	【目標8】働きがいも経済成長も
イノベーション	【目標9】産業と技術革新の基盤をつくろう
不平等	【目標10】人や国の不平等をなくそう
都市	【目標11】住み続けられるまちづくりを
平和	【目標16】平和と公正をすべての人に
実施手段	【目標17】パートナーシップで目標を達成しよう



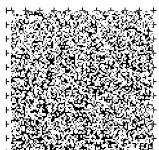
## 2 関連事業一覧

◎：主な関連事業 ○：関連事業

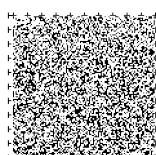
担当部名	担当課名	調布市自殺対策計画に関連する事業		基本施策						重点施策				その他の自殺対策に資する取組
		事業名	事業概要	① ワーク強化 地域におけるネット	② 材の育成 自殺対策を支える人	③ 健康づくりの推進 市民の「ここからだ」の健康づくりの推進	④ 健康づくりの推進 児童・生徒の「ここからだ」の健康づくりの推進	⑤ 援助 自殺未遂者等への支援	⑥ 自死遺族等への支援	① 子ども・若者への自殺対策の推進 働く人への自殺対策の推進	② の推進 高齢者への自殺対策の推進	③ の推進 た人への自殺対策の推進	④ 様々な生きづらさを抱えた人への自殺対策の推進	
行政経営部	広報課	市政情報の情報発信	市報、ホームページなどの様々な媒体で情報発信を行うことにより、自殺対策の啓発として、総合相談会や居場所活動等の各種事業・支援策等に関する情報を市民等に提供する。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
総務部	総務課	情報公開制度（公文書資料室）	公正で開かれた市政運営を図るため、公文書資料室を設け、市政に関連する資料を公開する。自殺対策の啓発のため、公文書資料室において、自殺対策に関する相談リーフレットを配架する。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
人事課	ワーク・ライフ・バランスの推進	「調布市人材育成総合プラン」に位置付けた調布市特定事業主行動計画第八次行動計画に基づき、職場環境の整備に取り組み、性別・年齢・障害の有無に関わらず、多様な人材が個性と能力を最大限發揮し、活躍できる職場環境づくりを進める。								○				
	職員研修	新任職員等を対象としたメンタルヘルス研修の実施や東京都市町村職員研修所への受講生の派遣を行い、職員のメンタルヘルスに関する基礎知識の習得を図る。		◎						○				
	職員の健康相談	産業医(内科・精神科)・公認心理師・精神保健福祉士による職員の健康についての不安や人間関係等に対する専門相談や、保健師による随時相談を実施する。								○				
	過重労働による健康障害防止対策	下記の基準による超過勤務時間数(正規の勤務時間の終了時刻から退勤時刻までの時間数)があった職員に対し、産業医が面接を実施する。(1)及び(2)の場合は面接を必須とし、(3)の場合は職員の申し出による。 (1)単月100時間以上 (2)2~6箇月平均で月80時間超 (3)単月80時間超100時間未満								○				
	ストレスチェック(法定事業)	職員にチェックシートを実施し個人及び各職場におけるストレス度を分析する。高ストレス者で希望者に産業医面談を実施し、人事担当者とも共有し職場における改善を図る。集団分析結果について、所属長に対し説明会を実施するとともに結果を返却する。								○				
管財課	調布市市庁舎電話案内及び総合受付案内業務	来庁者に対する施設の案内及び外部からの電話対応や受付・関係各課への案内等、あらゆる状況に対応できるよう市民サービスの提供に努め、円滑な施設の運営を図る。	○		○								○	



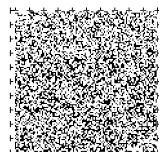
調布市自殺対策計画に関連する事業			基本施策						重点施策			その他の自殺対策に資する取組	
担当部名	担当課名	事業名	事業概要	① ワーカーク強化 におけるネット	② 材料の育成 自殺対策を支える人	③ 市民の「ここ」とからだの 健康づくりの推進	④ 児童・生徒の「ここ」の 健康づくりの推進	⑤ 援助 自殺未遂者等への支	⑥ 自死遺族等への支援	① 子ども・若者への自殺対策の推進	② 働く人への自殺対策の推進	③ 高齢者への自殺対策の推進	④ た人への生きづらさを抱え る生きづらさを抱える人への自殺対策の推進
総合防災安全課	調布市子ども安全・安心パトロール	下校時間帯から夜間における児童・生徒の安全を守るために、小・中学校や児童館などの施設や通学路を重点とした防犯パトロールを実施する。											◎
	特殊詐欺欺退「自動通話録音機」無料貸出	オレオレ詐欺や還付金詐欺等の特殊詐欺防止対策として、「自動通話録音機」を無料で貸出を実施する。											◎
市民部	納税課	市税の収納・徴収業務	特別な事情で市税を納期限までに納付することが困難な方のための相談を実施する。必要に応じて税の減免や生活支援などの市の制度等を案内する。	○									◎
	保険税の収納・徴収業務	国民健康保険税の徴収に係る業務を行う。特別な事情により、納期限までの納付が困難な事案については納付計画の相談を実施する。		○									○
市民相談課	心の相談事業	市民の日常生活での人間関係や生き方などの心の悩み事に対して、臨床心理士や専門相談員による相談を実施する。		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	家庭相談事業	市民の日常生活での夫婦・親子などの家庭の悩み事に対して、専門相談員による相談を実施する。		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	各種相談事業の情報交換のための庁内会議	市民により良い対応が出来るよう、庁内、庁外を含め、窓口職場における相談業務担当者と意見交換、情報交換を行うことで、情報の共有化を図る。		○									○
生活文化スポーツ部	文化生涯学習課	消費生活相談事務	市民の消費者トラブルに迅速に対応できるよう、専門の消費生活相談員が、来所、電話による相談を受ける。消費者被害を未然に防止するための講座等啓発事業を行う。	○									◎
	協働推進課	地区協議会の推進・自治会活動への支援	地域コミュニティの活性化を図るため、地区協議会の設立及び運営を支援する。調布市自治会連合協議会と協働し、自治会の加入促進やPRなど、活動支援を実施する。	◎									
	多様性社会・男女共同参画推進課	男女共同参画推進センター相談事業	男女共同参画の視点に立ち、生活、心・健康、家庭における暴力、仕事や再就職などの社会環境や家族の形態の変化により生じる様々な悩みについて、女性又は男性の専門相談員による相談を実施し、性別にとらわれない自由な生き方を選択できるよう支援する。 性的指向及び性自認に起因する悩み、疑問、不安等に対して、専門相談員による相談を実施する。			◎	◎			○		○	
	配偶者暴力防止計画推進事業	「女性に対する暴力をなくす運動」期間にちなみ、パープルリボンキャンペーン及びDV防止啓発を行う。デートDVを未然に防げるよう、若年層を対象に意識啓発のための出前講座を実施する。			◎					○			○



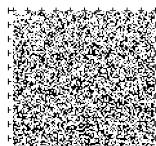
調布市自殺対策計画に関連する事業			基本施策						重点施策			その他の自殺対策に資する取組	
担当部名	担当課名	事業名	事業概要	① ワ ー ク 強 化 におけるネット	② 材 の 育 成 を 支 え る 人	③ 健 康 づ く り の 推 進	④ 健 康 づ く り の 推 進	⑤ 援 助 の 支 援	⑥ 自 死 遺 族 等 へ の 支 援	① 子 ど も ・ 若 者 へ の 自 殺 対 策	② 働 く 人 へ の 自 殺 対 策	③ 高 齢 者 へ の 自 殺 対 策	④ 様 々 な 生 き づ ら さ を 抱 え る 人 へ の 自 殺 対 策
産業振興課	民間ノウハウを活用した中小企業・小規模事業者の支援	多摩信用金庫等の金融機関と締結した「中小企業等支援に関する包括協定」に基づき、創業・経営支援、事業承継等の事業の連携をしながら、市内中小企業を支援する。	◎							◎			
	産業労働支援センターによる新たな創業の支援	中小企業診断士等の経営アドバイザーによる創業経営相談、よろず経営相談（出張相談）を行う。起業の場として、創業支援施設（スマーリオフィス）の貸出を実施する。	○							○			
	中小企業事業資金融資あっせん	市内の中小企業者等に対して、経営に必要な資金の融資をあっせんし、金融機関から融資を受ける際にかかる利子及び信用保証料の一部補助を行う。	○							◎			
	ちようふ若者サポートステーション	働くことに悩みを抱える若者（15～49歳）の職業的自立を支援するため、個別相談やセミナー、しごと体験を行う。	○							◎	○	○	
	調布市勤労者互助会事業補助金	共済給付や健康増進に係る事業や親睦余暇活動などの事業を実施している互助会への補助金によって、市内の中小企業等で働く方を支援する。	○							○			
	調布国領しごと情報広場	ハローワーク府中の出先機関である当事業への運営の参画を行い、就労を希望する市民への職業紹介や相談などを実施する。	◎							○	○		
子ども生活部	子ども政策課	ベビーシッター及び家事・育児支援サービス利用料助成事業	○							○		○	
	ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）	日常生活上の突発的な事情等により一時的にベビーシッターによる保育を必要とする保護者に対し、その利用料の一部を助成する。	○							○		○	
	地域子育て支援拠点事業	親子遊びや保護者同士の乳幼児交流事業や子育ての知識を得るため、子どもの生活、子どもとの過ごし方などの身近なテーマでわかりやすい講座を行う学習事業を実施する。	○										
	子ども家庭センター総合相談	18歳未満の子どもと保護者の相談に専門の相談員が対応する。必要に応じ児童相談所等の関係機関と連携を図る。来所、電話、電子メールによる相談を実施する。	○	○	◎					◎		◎	
	児童虐待防止センター事業	児童虐待防止ホットラインによる通告・相談の受付、虐待通告による現場の確認等、児童虐待の早期・対応、児童相談所等と連携し、見守りの必要な家庭の支援を行う。	○	○	○					○		○	
	子どもショートステイ事業	保護者が病気や冠婚葬祭に出席するなどの理由により子どもの世話ができないときに、緊急一時的に子どもの保育をする。	○							○		○	
子ども家庭センター	ファミリー・サポート・センター事業	子育て家庭を支援するため、保育等の援助を受けたい人（依頼会員）に対し、その援助を行いたい人（協力会員）を紹介するなど、市民同士の助け合いの仲介をする。	○	○						○		○	



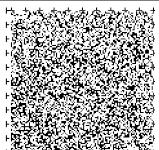
調布市自殺対策計画に関連する事業			基本施策						重点施策			その他の自殺対策に資する取組
担当部名	担当課名	事業名	事業概要	① ワ ー ク 強 化 フ 域 に お け る ネ ッ ト	② 材 の 育 成	③ 自 殺 対 策 を 支 え る 人	④ 市 民 の こ こ ろ と から だ の 健 康 づ く り の 推 進	⑤ 児 童 ・ 生 徒 の こ こ ろ の 健 康 づ く り の 推 進	⑥ 援 助 自 殺 未 遂 者 等 へ の 支 援	⑦ 自 死 遺 族 等 へ の 自 殺 対 策		
子ども家庭センター	一時預かり事業(すこやか保育)	子育てから離れてリフレッシュしたいときなど、理由を問わず、一時的に子どもの保育をする。			○				○			◎
	産前・産後支援ヘルパー事業(バイビーすこやか)	産前・産後の家事や育児の支援が必要な家庭にヘルパーを派遣し、子どもの世話や家事援助を行う。			◎				○			◎
	要保護児童対策地域協議会	要保護児童及びその保護者又は特定妊婦の支援を図るために協議会。代表者会議と実務者会議があり、会議内で要保護児童等の適切な保護を図るために情報交換する。	◎			○			○			○
	ヤングケアラー支援事業	ヤングケアラーと思われる児童を早期に発見・把握し、その家庭の状況に応じて適切な支援・サービスにつなげるため、ヤングケアラー・コーディネーターを配置し、必要な相談支援、助言を行う。			◎	◎			◎			○
	母子健康手帳交付・ゆりかご調布面接、ようこそ調布つ子サポート事業妊婦健診、妊婦歯科健診	妊娠から出産に渡る切れ目ない支援として、妊娠の届出及びすべての妊婦を対象とした面接相談含む伴走型相談支援と経済的支援等の一体的支援や妊婦健康診査、妊婦歯科健診査を実施する。		○	○		○	○	○	○		○
	もうすぐママパパ教室	初めて出産を迎える母親と父親を対象にした出産準備のための健康教育、沐浴や泣いたときのあやし方などの体験学習を実施する。市の子育てサービスについて情報提供を行う。		○	○		○	○	○	○		
	こんにちは赤ちゃん訪問	生後4か月以内の子どもを持つ家庭に、助産師等専門職が家庭訪問し、子育てや健康に関する相談や助言、子育て支援に関する情報提供を行う。		○	○				○	○		○
	産後ケア事業(デイサービス型・ショートステイ型・アウトリーチ型)	市内に住所のある1歳未満のお子さんと産婦に対して、休息の場の提供や、育児や授乳等に関する相談支援を行う。(施設やサービスにより対象年齢は異なる)		○	○		○	○	○	○		○
	乳幼児健診	乳幼児の成長発達の確認、保護者の育児に関する相談に対応、虐待の早期発見と予防を目的とし、乳幼児健診、精密健診、発達健診、経過観察健診を実施する。		○	○		○	○	○			○
	もぐもぐ離乳食講座	月齢に合わせた子どもの成長、育児についての健康教育や相談を行う。グループワークを通じて保護者同士の交流も図る。		○	○		○	○	○			
	こどもの相談室 個別相談(こころ・ことば・うんどう) ことばを育てるふれあい遊び	子どもの健康や発達、育児等に関する相談について言語聴覚士、心理士、作業療法士等の専門職が個別・集団で対応する。また、グループワークを通じて保護者同士の交流を図る。		○	○	○	○	○	○			◎



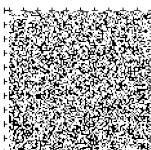
調布市自殺対策計画に関連する事業			基本施策						重点施策			取組 その他の自殺対策に資する	
担当部名	担当課名	事業名	事業概要	① ワ ー ク 強 化 地域におけるネット	② 材の育成 自杀対策を支える人	③ 健康づくりの推進 市民のここからだの健康づくりの推進	④ 健康づくりの推進 児童・生徒のここからの健康づくりの推進	⑤ 援助 自杀未遂者等への支援	⑥ 自死遺族等への支援	① 子ども・若者への自殺対策の推進	② 働く人への自殺対策の推進	③ 高齢者への自殺対策の推進	④ た人への生きづらさを抱えられた人の自殺対策の推進
子ども家庭センター	アレルギー疾患の正しい知識の普及、食事や日常生活の相談に対応し、不安の解消を図る。小児アレルギーエデュケーターによる個別相談、健康教育、講演会を実施する。	親子のメンタルケア相談	育児不安や育児困難を感じる母親を対象に、安心して自分の気持ちを話せる場としてグループワークを実施する。	○	○	○	○	○	○				○
		こども歯科相談室	子どもの年齢に合わせて、お口の健康やむし歯予防についての相談、健診を行う。	○	○					○			
		アレルギー相談	バースデーサポート事業	1歳前の子どもを育てる家庭に対して、アンケートを通じて子育てに関する情報提供や育児に関する相談に対応するとともに、育児パッケージを配布して、子育て家庭を支援する。令和3年度から実施する。	○	○				○			
		多胎児家庭支援事業	多胎児を妊娠・出産または育児することに伴う身体的・精神的負担を軽減し、安心して子育てできる環境を整える。移動経費補助、相談支援(ふたご・みつごの交流会)、多胎妊娠健康診査費用助成を実施する。	○	○	○				○	○		○
		子どものための食事相談	管理栄養士による離乳食の進め方や食事について相談を行う。	○	○								
		保育相談	公立保育園・私立保育園などによる保育・育児相談を実施する。	○	◎					○			◎
保育課	就労・疾病等で乳児の養育ができない保護者に代わり、児童の健全育成を図る。認可・小規模・家庭的・居宅訪問型・事業所内保育・認可外がある。	保育料等納入促進事業	保育料収納や滞納整理業務を行う。特別な事情により、納期限までの納付が困難な事案については納付計画の相談を実施する。							○			○
		保育事業	保育コンシェルジュ配置事業	○	○					○	○		◎
		児童手当支給事務	18歳に達した年度の3月末日までの児童がいる家庭に手当を支給する。(令和6年10月から制度改正)										○
		乳幼児・義務教育就学児・高校生等医療費助成事務	乳幼児、義務教育就学児及び高校生等の医療費を助成する。										○
子ども育成課	ひとり親家庭等の保護者で18歳に達した年度の3月末日まで(中程度以上の障害がある場合は20歳未満)の児童を養育している方に手当を支給する。所得制限あり。	児童扶養手当支給事務											○



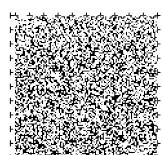
調布市自殺対策計画に関連する事業			基本施策						重点施策			その他の自殺対策に資する取組	
担当部名	担当課名	事業名	事業概要	① ワ ー ク 強 化 におけるネット	② 材 の 育 成 自殺対策を支える人	③ 健 康 づ く り の 推 進 市民のここからだの健康づくりの推進	④ 健 康 づ く り の 推 進 児童・生徒のここからの健康づくりの推進	⑤ 援 助 自殺未遂者等への支援	⑥ 自 死 遺 族 等 へ の 自 殺 対 策	① 子 ど も ・ 若 者 へ の 自 殺 対 策	② 働 く 人 へ の 自 殺 対 策	③ 高 齢 者 へ の 自 殺 対 策	
子ども育成課	児童育成手当支給事務（育成・障害）	ひとり親家庭等の保護者で 18 歳に達した年度の 3月末日までの児童を養育する方、一定の障害のある 20 歳未満の児童を養育する家庭に手当を支給する。所得制限あり。											○
	ひとり親家庭等医療費助成事務	ひとり親家庭等の保護者で 18 歳までの児童を養育している方、一定の障害のある 20 歳未満の児童を養育している家庭に医療費（保険診療分）を助成する。所得制限あり。											○
	特別児童扶養手当支給事務	一定の障害のある 20 歳未満の児童を養育している家庭に手当を支給する。所得制限あり。											○
	自立支援教育訓練給付金	ひとり親家庭の父母が自主的に行う職業能力の開発を推進するため、本自治体が指定した職業能力の開発のための講座を受講した者に対して受講修了後に支給する。			○								○
	高等職業訓練促進給付金等	ひとり親家庭の父母の就職時に有利となる資格取得を促進するため、養成受講期間に「高等職業訓練促進給付金」を、養成訓練修了後に「高等職業訓練修了支援給付金」を支給する。			○								○
	高卒認定試験合格支援事業	ひとり親家庭の親及びその児童が、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受けた場合、修了時に受講費用の一部を支給する。			○								○
	高卒認定試験合格支援促進給付金	ひとり親家庭の親及びその児童が、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座（通信講座も可）を受けた場合、給付金を支給する。			○								○
	通信制高校卒業支援事業給付金	ひとり親家庭の親及びその児童が、通信制高校に在籍し、併用してサポート校に通学する場合に給付金を支給する。			○	○			◎				○
	女性福祉資金貸付事業	直系の親族又は兄弟姉妹を扶養している配偶者のいない女性（25 歳以上）に経済的自立の助成と生活意欲の助長を図るため、女性福祉資金の貸付けを行う。所得制限あり。			○								○
	母子父子福祉資金貸付事業	20 歳未満の児童を扶養しているひとり親世帯の親に、経済的自立の助成と生活意欲の助長を図るため、母子父子福祉資金の貸付けを行う。			○								○
	母子生活支援施設措置費	配偶者のいない女子と、その監護すべき児童の母子生活支援施設への入所を実施し、入所施設の実施運営費を扶助することで、自立の促進のためにその生活を支援する。			○								○
	緊急一時保護事業	緊急に保護を要する母子及び女性について、一時的に施設に入所してもらい、必要な相談や支援等を行う。			○								○
	入院助産措置費	経済的な理由で入院して出産する費用の支払いができない場合に、指定病院に入院し安全な出産を援助する。			○								○



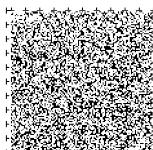
調布市自殺対策計画に関連する事業			基本施策						重点施策			その他の自殺対策に資する取組	
担当部名	担当課名	事業名	事業概要	① ワ ー ク 強 化 におけるネット	② 材 の 育 成 を 支 え る 人	③ 健 康 づ く り の 推 進	④ 市 民 の こ こ ろ と から だ の 健 康 づ く り の 推 進	⑤ 児 童 ・ 生 徒 の こ こ ろ の 健 康 づ く り の 推 進	⑥ 自 殺 未 遂 者 等 への 支 援	① 子 ど も ・ 若 者 への 自 殺 対 策	② 働 く 人 へ の 自 殺 対 策	③ 高 齢 者 へ の 自 殺 対 策	
子ども育成課	ひとり親家庭ホームヘルプサービス	ひとり親家庭等が日常生活に支障があり、条件を満たした場合、一定期間ホームヘルパーを派遣する。所得により自己負担あり。			○	○							○
	母子・父子自立支援員による相談	母子・父子自立支援員がひとり親家庭の抱えている生活上の課題、自立に必要な支援、職業能力の向上及び求職活動に関する情報提供等の相談支援を行う。			◎	○							○
	ひとり親家庭の就労支援事業	ひとり親家庭の就労の相談に応じ、ハローワークと連携し、自立に必要な情報提供及び助言、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行い、生活の安定を図る。			○					◎		○	
	ひとり親家庭の相談支援事業	ひとり親家庭の親及び子どもの相談に応じ、その自立に必要な情報提供及び助言、課題の解決のため、学校等関係機関との連絡調整を行う。（子ども・若者総合支援事業）			○	○							◎
	ひとり親家庭の学習支援事業	ひとり親家庭の中学生に対し高校進学に向けた学習支援を行うことで、学習習慣及び自己肯定感、学習ボランティアとの関りで得られる将来の展望等の獲得を目指す。また、高校卒業程度認定試験の合格を目指すひとり親家庭の親と20歳未満の子どもに対する学習支援を行う。（子ども・若者総合支援事業）			○	○							◎
	調布市雇用と福祉の一体的就労支援事業	生活に困窮しているひとり親家庭を対象に、「ちゅうふ就職サポート」を庁舎内に設置し、就職支援ナビゲーターと就労支援員との連携により職業相談・職業紹介・求人情報の提供を行うほか、対象者の課題解決のため就労支援会議を開催する。（市と東京都及び府中公共職業安定所の協働事業）								◎		◎	
児童青少年課	青少年問題対策事業	地域社会における青少年の健全育成を図ることを目的に、青少年問題協議会及び青少年補導連絡会の開催や健全育成推進地区委員会への支援を行う。								○			
	青少年ステーション（CAPS）事業	中・高校生世代の健全な居場所を提供し、様々な活動を支援するほか、専門知識を有するスタッフが事業展開を図る。また、多感な年代の様々な悩み・相談に対応する。				◎				○			
	子ども・若者支援地域協議会	子ども・若者支援地域ネットワークを通して、多様な専門機関が連携し、困難を抱える子ども・若者の支援に取り組む。	◎				◎		○		○		
	相談・居場所事業（ここあ）	相談対応や居場所の提供を通して、不登校、無業、ひきこもり等の子ども・若者の自立に向けた計画的な支援を行う。（子ども・若者総合支援事業）			◎					◎		◎	
	児童館子育てひろば事業	子育て・妊娠中の方を対象とし、子育て相談を行い、必要に応じ各関係機関と連携し、悩みや不安の軽減を図る。健康講座を実施し、保護者同士の交流・仲間づくりを支援する。			○					○			
	学童クラブ事業	児童福祉法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業を市内施設の学童クラブで実施する。				◎							○



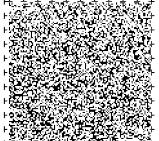
調布市自殺対策計画に関連する事業			基本施策						重点施策			その他の自殺対策に資する取組	
担当部名	担当課名	事業名	事業概要	① ワ ー ク 強 化 におけるネット	② 材 の 育 成 自殺対策を支える人	③ 健 康 づ く り の 推 進 市民のここからだの健康づくりの推進	④ 健 康 づ く り の 推 進 児童・生徒のここからの健康づくりの推進	⑤ 援 助 自殺未遂者等への支援	⑥ 自 死 遺 族 等 へ の 自 殺 対 策	① 対 策 の 推 進 子ども・若者への自殺対策	② の 推 進 働く人への自殺対策	③ の 推 進 高齢者への自殺対策	④ た 人 へ の 自 殺 対 策 様々な生きづらさを抱え
福祉健康部	民生委員・児童委員	社会福祉増進のため、地域の様々な相談に応じ、相談者と行政機関とのパイプ役として地域に根ざした広範囲な活動を行う。	◎							◎	◎		
	利用者サポート事業	権利擁護支援の窓口である「利用者サポート相談」に専門の相談員を配置し、権利擁護支援を必要とする方に対し、相談支援等を行う。									◎		
	地域福祉コーディネーター事業	複雑化・複合化した課題に対応するため、地域福祉コーディネーターを中心に、支援関係機関等をコーディネートするとともに、地域住民や関係機関と連携して課題を発見し、受け止め、多機関協働による課題解決に取り組む。	◎							○	○	○	
	重層的支援会議及び支援会議	複雑化・複合化した課題を抱える方等に対して、必要な支援が包括的に提供できるよう、福祉分野のみならず、多分野における支援関係機関等の連携により、具体的な支援プランに関する検討や支援に必要な情報共有等を行う。	◎							○	○	○	
	生活福祉相談・生活保護	生活困窮者で、世帯の収入が国で定めた最低基準に満たない場合、収入の不足分を給付する。地区担当員、就労支援員、健康管理支援員等による支援を行う。				◎						◎	
	生活保護各種扶助事務	生活・住宅・教育・介護・医療・出産・生業・葬祭等各種扶助を支給する。										○	
	被保護者等自立促進事業	調布市被保護者等自立促進事業助成要綱に基づく扶助費を支給する。(就労支援・社会参加活動支援・地域生活移行支援・健康増進支援)								○	○		
生活福祉課	路上生活者に対する事務	年2回、市内の公園や河川敷等を見回り、路上生活者の調査を行う。										○	
	中国残留邦人等生活支援事業	特定中国残留邦人とその配偶者の方で、世帯の収入が一定の基準に満たない方を対象に、通訳派遣や日常生活上の困難に関する相談・助言を行う。										○	
	生活困窮者自立相談支援事業(調布ライフサポート)	離職や失業等による生活困窮者の相談窓口(自立相談支援機関)で、一人ひとりの状況に応じた生活支援を検討・実行し生活困窮者の生活再建を図る。										◎	
	住居確保給付金事業	就職活動期間中の家賃を給付することで、安定した住居の確保と就職活動を支援する。										○	
	子どもの学習・生活支援事業	生活困窮世帯の中学生に対して、大学生ボランティアによるマンツーマンによる学習支援を提供する。(子ども・若者総合支援事業)				○			○			○	



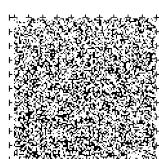
調布市自殺対策計画に関連する事業			基本施策						重点施策			その他の自殺対策に資する取組	
担当部名	担当課名	事業名	事業概要	① ワ ー ク 強 化 におけるネット	② 材 の 育 成 自殺対策を支える人	③ 健 康 づ く り の 推 進 市民のここからだの健康づくりの推進	④ 健 康 づ く り の 推 進 児童・生徒のここからの健康づくりの推進	⑤ 援 助 自殺未遂者等への支援	⑥ 自 死 遺 族 等 へ の 自 殺 対 策	① 対 策 の 推 進 子ども・若者への自殺対策	② の 推 進 働く人への自殺対策	③ の 推 進 高齢者への自殺対策	④ た 人 へ の 自 殺 対 策 様々な生きづらさを抱える人への自殺対策の推進
生活福祉課	緊急援護資金貸付事業	生活困窮の世帯に対して、緊急援護資金の貸付を行う。										◎	
	調布市雇用と福祉の一体的就労支援事業	生活保護を受けている方を対象に、「ちょうふ就職サポート」を庁舎内に設置し、就職支援ナビゲーターと就労支援員との連携により職業相談・職業紹介・求人情報の提供を行うほか、対象者の課題解決のため就労支援会議を開催する。(市と東京都及び府中公共職業安定所の協働事業)								◎	◎		
	高齢者住宅（シルバーピア）	高齢者の住宅で、安心して生活できるよう、各種安全設備、管理人が設置され、安否確認や、日常の相談に応じる。(住宅課との協同事業)	○									◎	
	ふれあい給食事業	ひとりぐらし高齢者等に、学校給食を提供することにより、健康維持を図る。また、児童や地域社会との交流を行うことにより、高齢者の孤独感の解消及び介護予防を図る。	○								○		
	ほのぼの電話訪問	週1で電話訪問員が安否確認をかねた電話による訪問を行う。外出する機会やご近所との交流の少ない方の寂しさを和らげる。市からの補助で社会福祉協議会が実施する。	○								○		
	高齢者訪問理美容サービス	介護が必要な高齢者に対し自宅訪問による調髪の機会を提供することにより、高齢者福祉の一層の増進を図る。市からの補助により社会福祉協議会が実施する。	○								○		
	友愛訪問事業	高齢者の住居に原則週1回訪問し、安否確認するとともに、1回概ね1時間話し相手になることにより、孤独感を和らげる。市からの補助により社会福祉協議会が実施する。	○			◎					◎		
	配食サービス事業	昼食・夕食を自宅にお届けし、手渡しすることで、食事の確保と安否確認を行う。	○								◎	◎	
	紙おむつの給付	紙おむつを給付し、経済的負担軽減を図るとともに配達時に安否確認を行う。	○								◎	◎	
	見守りネットワーク事業	ひとりぐらしの高齢者や高齢者世帯、日中独居の高齢者、障害者や生活困窮者等の方が、住み慣れた地域でいつまでも安全で安心して暮らし続けられるよう、社会・地域からのソフトな見守り・ゆるやかな働きかけを行う。									◎	◎	
高齢者支援室	緊急連絡先調査	前年度新たに70歳になった方へ調査票を郵送し、緊急連絡先を把握する。									○		
	介護予防事業	高齢者が要介護状態となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止を行う。	○	○							○		



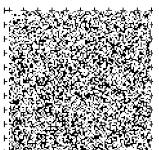
調布市自殺対策計画に関連する事業			基本施策						重点施策			その他の自殺対策に資する取組	
担当部名	担当課名	事業名	事業概要	① ワ ー ク 強 化 におけるネット	② 材 の 育 成 自殺対策を支える人	③ 健 康 づ く り の 推 進 市民のここからだの健康づくりの推進	④ 健 康 づ く り の 推 進 児童・生徒のここからの健康づくりの推進	⑤ 援 助 自殺未遂者等への支援	⑥ 自 死 遺 族 等 へ の 自 殺 対 策	① 対 策 の 推 進 子ども・若者への自殺対策	② の 推 進 働く人への自殺対策	③ の 推 進 高齢者への自殺対策	④ た 人 へ の 自 殺 対 策 様々な生きづらさを抱える人への自殺対策の推進
高齢者支援室	生活支援体制整備事業	地域支え合い推進員（生活支援コーディネーター）が「協議体」ネットワークを活かし、住民主体のサービスが活性化するよう、地域全体で高齢者を支える体制づくりを進める。	◎								○		
	地域包括支援センター事業	高齢者やそのご家族が地域で安心して暮らせるよう、福祉や介護に関する様々な相談ができる総合相談窓口を設置し、生活を支援する。	○		○			○			○		
	養護老人ホームへの入所	65歳以上で経済的理由等により自宅での生活が困難な高齢者へ入所手続きを行う。			○						○		
	地域ケア会議	5つの機能（個別課題解決、ネットワークの構築、地域課題の発見・地域づくり、資源開発、政策形成）をもつ地域ケア会議を地域包括ケアシステムの実現に向けて開催する。	◎								○		
	認知症サポーター養成講座	誰もが安心して暮らせる地域づくりを目指して、認知症についての正しい知識を持ち、認知症の人や家族を応援する認知症サポーターを養成する。		○	○	○	○				○		
	在宅医療・介護連携拠点事業	住み慣れた地域で安心して暮らすために医療・介護等の整備を目指し、医療機関や介護事業所等で構成する委員会を開催し、在宅医療介護連携推進事業の協議、承認を行う。			○						○		
	健康づくり事業	高齢者が元気で生きがいを持って自立した生活を続けていけるよう、既存の社会資源を活用した高齢者のための健康づくり事業を実施する。			○						○		
	調布市介護予防・日常生活支援総合事業	生活機能が低下し、支援や介護を要する恐れるある高齢者が、元気で生きがいを持ち自立した生活が送れるよう、認知症や寝つきり、要支援状態等への進行を防止する。			○						○		
	家族介護者団体との連携と支援	市内で活動している既存の家族介護者の団体等と情報共有を図るほか、団体が実施する講演会等を後援する。	○								○		
	高齢者福祉推進協議会の開催	関係団体、専門職、市民による協働で、高齢者総合計画の策定と進捗管理を行う。	○								○		
老人クラブ連合会	家族介護者支援事業	認知症の「だれでもカフェ」、介護者・当事者のコミュニティカフェ開設を支援。介護者支援の「ケアラーサポートマップ」を全戸配布ほか、「ケアラーサポートブック」を作成・配布を行う。	○								○	○	○
	有償在宅福祉サービス事業	介護保険制度対象外の家事支援、制度利用までの支援等のインフォーマルサービス。協力会員による在宅支援・配食を実施する。（市の補助で調布ゆうあい福祉公社が実施）	○								○		
	老人クラブ補助金交付事業	高齢者の知識及び経験を活かし、生きがいと健康づくりのため多様な社会活動を自主的に活動している老人クラブ及び調布市シニアクラブ連合会の活動を支援する。	○								○		



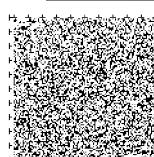
調布市自殺対策計画に関連する事業			基本施策						重点施策			その他の自殺対策に資する取組	
担当部名	担当課名	事業名	事業概要	① ワ ー ク 強 化 におけるネット	② 材 の 育 成 自殺対策を支える人	③ 健 康 づ く り の 推 進 市民のここからだの健康づくりの推進	④ 健 康 づ く り の 推 進 児童・生徒のここからの健康づくりの推進	⑤ 援 助 自殺未遂者等への支援	⑥ 自 死 遺 族 等 へ の 自 殺 対 策	① 対 策 の 推 進 子ども・若者への自殺対策	② の 推 進 働く人への自殺対策	③ の 推 進 高齢者への自殺対策	④ た 人 へ の 自 殺 対 策 様々な生きづらさを抱える人への自殺対策の推進
高齢者支援室	介護保険等推進活動補助事業	介護保険等を推進する活動を行う民間の団体に補助金を交付することにより、当該活動を支援し、地域福祉の推進及び介護保険等における高齢者の利益擁護の一助とする。	○								○		
	調布市シルバー人材センター運営費補助事業	健康で働く意欲のある高齢者に対して、就業の機会を提供するとともに、活力ある地域づくりに寄与する調布市シルバー人材センターを支援する。	○							◎	◎		
	ケアラー支援	ケアラーを支えるグループが活動を継続するために必要な知識を得られる学習会や、グループ間の情報交換が行える機会をつくる。			◎	◎					○		
障害福祉課	福祉人材育成センター	福祉人材の確保及び育成を総合的に推進し、将来にわたって福祉・介護ニーズに的確に対応できる人材を安定的に確保する。		◎						○			
	障害者相談支援事業（ドルチェ、希望ヶ丘、ちょうふだぞう）	障害者及びその家族の相談に応じ、情報の提供及び助言し、障害者に対する権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障害者の自立と社会参加の促進を図る。			◎	◎	◎				◎		
	こころの健康支援センター事業	精神障害者、発達障害者の自立及び社会参加支援をすることにより、精神保健福祉の向上を図る。			◎	◎					○		
	身体障害者・知的障害者相談員	心身障害者の様々な相談に応じ、問題の解決や地域活動への参加などを支援する。			○						○		
	高次脳機能障害者支援促進事業	高次脳機能障害者（児）及びその家族等に対する相談支援を実施する。医療機関や就労支援センター等との連携を図り、高次脳機能障害者（児）への支援を促進する。	○	○							○		
	アルコール依存症障害者等活動施設等運営費補助事業	アルコール依存症障害者の社会復帰を目指して市内に設けた施設を運営する事業に対し、その運営に要する経費の一部を補助することにより、アルコール依存症障害者及びその家族の地域社会における自立の促進を図る。			○								
	障害者基幹相談支援センター事業	地域における市内の相談支援事業所の中核的な役割を担う基幹相談支援センターを障害福祉課内に設置し、総合的な相談業務を実施する。			◎	◎	○						
	障害者就労支援事業（ちょうふだぞう、こころの健康支援センター「就労支援室ライズ」）	障害者が一般就労し、安心して働き続けることができるよう、身近な地域において就労面及び生活面の支援を一体的に提供し障害者の就労を促進する。			○						◎		
	在宅障害者ショートステイ事業	障害者の家族が病気や所用、休養が必要となつた場合など、一時的に介護が困難になった場合に、障害者本人をお預かりし、障害者本人及び家族の福祉の増進を図る。			○							○	



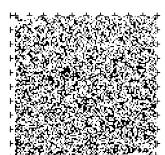
調布市自殺対策計画に関連する事業			基本施策						重点施策			その他の自殺対策に資する取組	
担当部名	担当課名	事業名	事業概要	① ワ ー ク 強 化 におけるネット	② 材 の 育 成 を 支 え る 人	③ 健 康 づ く り の 推 進	④ 市 民 の こ こ ろ と から だ の 健 康 づ く り の 推 進	⑤ 児 童 ・ 生 徒 の こ こ ろ の 健 康 づ く り の 推 進	⑥ 自 殺 未 遂 者 等 への 支 援	① 子 ど も ・ 若 者 への 自 殺 対 策	② 働 く 人 へ の 自 殺 対 策	③ 高 齢 者 へ の 自 殺 対 策	
障 害 福 祉 課		在宅障害者（児）緊急一時保護（宿泊保護）	障害者の家族の方が病気や所用で一時的に介護が困難になった場合に、障害者本人をお預かりすることで、障害者本人及び家族の方の福祉の増進を図る。			○							○
		障害児(者)医療的ケア体制支援事業	在宅生活や障害福祉サービス等の利用が円滑に行えるよう、看護職（福祉医療相談員）が障害福祉サービス事業所や医療機関との調整や相談支援をする。			○							○
		重症心身障害児（者）在宅レスパイト事業	在宅生活を送る重症心身障害児（者）及び医療的ケアを必要とする児童を介護している家族等が、一定時間介護から離れ、一時休息を得られるように支援する。			○							○
		精神障害者家族等シェルター事業運営費補助事業	調布市精神障害者家族会との協働により、家族等の一時的な避難・休息場所を確保する事業への補助を実施し、精神障害者及び家族等の社会復帰や自立の促進を図る。			○							○
		精神保健福祉相談（スーパーバイザー）	精神保健福祉に関する一般相談・社会復帰相談を行う担当者に対し、利用者の病状等の把握や支援方法について、専門医及び精神保健福祉士から、助言・教育等のスーパーバイズを行い、人材の育成・指導を図る。		◎	○							
		調布地域精神保健福祉ネットワーク連絡会	精神障害者（児）及び発達障害者（児）とその家族に安定したサービスを提供するため、市内支援機関と情報交換、連携する。精神障害者にも対応した地域包括システムの構築を目指す。	◎				◎					○
		緊急一時養護事業	家族の疾病、出産、学校行事等のため養育が困難になった場合に、障害児又は発達に遅れやかたよりのある子どもを一時的に保護し、養育を行う。	○	○	○	○				○		
		リフレッシュ支援事業	家族の疲労回復等のため、障害児又は発達に遅れやかたよりのある子どもを一時的に保護し、養育を行う。	○	○	○	○				○		
		児童発達支援	専門的支援を必要とする3~5歳児を対象に、遊びを通して子どもの特性に応じた療育を提供する。	○	○	○	○				○		
		居宅訪問型児童発達支援	重度の障害等のため、通所支援を利用する事が困難な障害児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導や、知的能力の付与、生活能力の向上のために必要な訓練を行う。	○	○	○	○				○		
障 害 福 祉 課 (子 ど も 発 達 セ ン タ ー)		保育所等訪問支援	保育所等に通う障害児が集団生活に適応することが出来るよう、在籍園に訪問し、施設職員に助言を行う。	○	○	○	○				○		
		相談支援事業	障害児とその保護者等の相談に応じ、計画作成及びモニタリングを実施し、福祉サービス利用に係る支援を行う。	○	○	○	○				○		



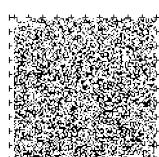
調布市自殺対策計画に関連する事業			基本施策						重点施策			その他の自殺対策に資する取組			
担当部名	担当課名	事業名	事業概要			①地域におけるネットワーク強化	②自杀対策を支える人材の育成	③市民のこころとからだの健康づくりの推進	④児童・生徒のこころの健康づくりの推進	⑤援助	⑥自死遺族等への支援	①子ども・若者への自殺対策の推進	②働く人への自殺対策の推進	③高齢者への自殺対策の推進	④た人への生きづらさを抱えた人の自殺対策の推進
障害福祉課 (子ども発達センター)	子ども発達センター相談事業	子どもの発達に心配のある保護者や子ども施設からの相談に応じるとともに、子ども施設支援、普及啓発・保護者支援を行う。	○	○	◎	○					○				
	障害児等福祉教育連携会議	個別記録票「i-ファイル」の内容等について協議し、福祉と教育の連携と一貫した支援のあり方を検討することにより、障害児等の健やかな成長及び発達を図る。	◎	○	○	○					○				
健康推進課	こころといのちのネットワーク会議	各関係機関(医療・警察・消防・福祉関係者・教育関係者等)が連携し、自殺対策に関する取組を共有し、地域のネットワークの強化を図る。	◎	○	○	○	○	◎	○	○	○	○	○	○	
	ゲートキーパーの養成	悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聴いて、必要な支援につなげ、見守る役割を担う「ゲートキーパー」の養成を行う。		○											
	自殺対策の啓発事業	メンタルヘルスの正しい知識や「こころの体温計」の普及啓発、こころの悩みを抱えている人が相談できるよう相談窓口の周知啓発を行う。	○	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	健(検)康診査	各種がん検診(胃・大腸・子宮・乳・肺・前立腺)、各種健診(歯周病検診、結核健診、特例項目外健診、健康増進健診)を提供する。		○							○	○	○	○	
	今から始める健康づくり教室	生活習慣病のテーマにもとづいた健康教育を行う。参加者が健診結果をもとに、生活習慣を振り返られるように食事、口腔保健の講義と運動の実技を行う。	○	○							○	○	○		
	ヘルスアップ教室	生活習慣病の予防のための健康教育を行う。		○							○	○	○	○	
	あなたの骨の健康度チェック	骨密度測定及び、骨粗しょう症予防のための生活習慣の改善につながるよう健康教育と運動実技等を行う。		○							○	○			
	65歳・70歳の女性の骨粗しょう症検診	健康維持のため骨密度測定及び、転倒予防、栄養について講話を行う。		○								○			
	出前講座(地域健康教育)	市民からの要望を受けて職員が健康についての講座を実施する。		○	○	○					○		○		
	食育推進事業	調布市みんなの健康・食育プランに基づき、食を通じたこころとからだの健康づくりを推進する。	○		○							○	○	○	
	受動喫煙防止対策	たばこの有害性の啓発、禁煙支援、飲食店を対象とした禁煙店登録事業、受動喫煙等に関する府内連絡会議の開催等を行う。			○										



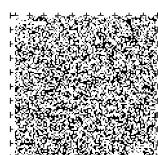
調布市自殺対策計画に関連する事業			基本施策						重点施策			取組 その他の自殺対策に資する	
担当部名	担当課名	事業名	事業概要	① ワ ー ク 強 化 地域におけるネット	② 材の育成 自杀対策を支える人	③ 健康づくりの推進 市民のここからだの健康づくりの推進	④ 健康づくりの推進 児童・生徒のここからの健康づくりの推進	⑤ 援 自殺未遂者等への支援	⑥ 自死遺族等への支援	① 対策の推進 子ども・若者への自殺対策	② の推進 働く人への自殺対策	③ の推進 高齢者への自殺対策	④ た人への生きづらさを抱え る人々への自殺対策の推進
健康 推 進 課	訪問指導	看護師等が訪問し、療養上や子育てにおいて健康に過ごせるための日常生活における保健指導や支援を行う。		○	○					○			○
	健康相談（電話・面接・訪問相談）	市民に対して健康相談、支援など行う。			○	○	○	○	○	○	○	○	○
	東京都薬物乱用防止推進調布地区協議会	地域に根ざした薬物乱用防止の啓発活動を推進し、薬物乱用の根絶を図る。	◎		○	○				○	○	○	○
	予防接種健康被害救済制度	予防接種を受けた方に健康被害が生じた場合の救済制度として、請求者から健康被害に関する申請を受け付け、東京都へ進達する。			○								○
	医療費助成（小児慢性特定疾患、東京都大気汚染健康障害者、東京都原子爆弾被爆者等援護）	東京都が所管する医療費助成に関する市民からの申請及び届出について、東京都から委託を受け、それらの受理を行った後、進達する。			○					○			○
	がん患者ウイッグ・補整具購入等費用助成	がん患者でがんの治療に伴う外見の悩みを抱えている者に対し、外見の変化を補うためのウイッグ又は補整具の購入等に要する経費を助成し、療養生活の質の向上を図る。			○	○				○	○	○	○
	若年がん患者在宅療養支援事業	若年がん患者が、在宅での療養に必要なサービスを利用した場合に要した費用の一部を助成することにより、在宅における療養生活を支援し、患者及びその家族の負担の軽減を図る。			○	○				○	○	○	○
	がん相談サポート事業	がん患者又はその疑いがある市民及びその家族からの悩み・困りごとを傾聴し、各種情報提供や行政・民間サービス等を案内する。	○		○	○				○	○	○	○
	業務検討会	医師会、歯科医師会と各々連絡会を定期的に行い、情報共有や検討会を行う。	○		○								
	調布市とアフラックの協働事業	アフラックと協働して、がんに関する啓発及び検診受診率向上を目指した取組。調布市民スポーツまつりに参加、小児がんの療養等支援のための募金活動をする。	○		○	○							○
保 険 年 金 課	大人のための食事相談	管理栄養士による成人の生活習慣病を予防する等の食事について相談を行う。		○	○								
	精神医療給付金支給	精神障害のため継続して通院医療を必要とする、市民税非課税世帯の被保険者に、医療費を公費で負担することにより、在宅の精神障害者の適切な医療の確保を図る。											○
	後期高齢者医療保険料の収納、徴収業務	後期高齢者医療保険料の徴収に係る業務を行う。特別な事情により、納期限までの納付が困難な事案については納付計画の相談を受ける。											○



調布市自殺対策計画に関連する事業			基本施策						重点施策			その他の自殺対策に資する取組	
担当部名	担当課名	事業名	事業概要	① ワ ー ク 強 化 におけるネット	② 材 の 育 成 を 支 え る 人	③ 健 康 づ く り の 推 進	④ 市 民 の こ こ ろ と から だ の 健 康 づ く り の 推 進	⑤ 児 童 ・ 生 徒 の こ こ ろ の 健 康 づ く り の 推 進	⑥ 自 殺 未 遂 者 等 への 支 援	① 子 ど も ・ 若 者 へ の 自 殺 対 策	② 働 く 人 へ の 自 殺 対 策	③ 高 齢 者 へ の 自 殺 対 策	④ た 人 へ の 自 殺 対 策 の 推 進
環境部	資源循環推進課	調布市ふれあい収集	要介護認定（要介護1以上）、身体障害者手帳1・2級、精神障害者保健福祉手帳1・2級の手帳を所持している方、病気等で長期療養中の方、妊娠中の方のごみ収集を行う。排出場所に家庭ごみを持ち出すことが困難な障害者、高齢者等に対し、戸別の訪問による家庭ごみの収集を実施することにより、家庭ごみの排出に係る負担を軽減する。	○							◎	○	
都市整備部	住宅課	調布市市営住宅管理	市内に6か月以上居住し、住宅に困窮する低所得者のために住宅を提供し、生活の安定を図る。										○
	調布市高齢者住宅管理	民間の住宅を市が借り上げ、市内に3年以上居住し、住宅に困窮する低所得の単身高齢者のために住宅を提供し、生活の安定を図る。									○		
	住宅確保要配慮者相談窓口設置事業（住まいぬくもり相談室）	窓口相談業務を委託し、専門の相談員を設置し生活困窮状況を把握する。市内の不動産店と連携し民間賃貸住宅のマッチングを行う。									○	◎	
	調布市民間賃貸住宅仲介支援・債務保証事業の助成金	住宅確保要配慮者相談窓口などで相談をし、民間賃貸住宅に実際に入居した際、不動産仲介手数料や民間の保証会社を利用した際の初回の保証料を助成する。									○	◎	
交通対策課	移動等円滑化促進地区におけるバリアフリー化の促進	公共交通のバリアフリー化の一環として、鉄道駅におけるホームドアや可動式ホーム柵の設置を促進する。											◎
教育部	学務課	就学援助と特別支援教育就学奨励費に関する事務	経済的な理由で就学困難な児童及び生徒の保護者に対し、義務教育の円滑な遂行を図るために、就学に必要な費用の援助を行う。		○								○
	指導室	学級満足度調査	児童・生徒の心理面や学級集団を客観的に把握し、学級経営や授業を改善する。			○				○			
		メンタルヘルス支援サービス	教職員のこころの健康全般に関する相談や病気休職者向けの職場復帰訓練等を実施する。								○		
		ストレスチェック	労働安全衛生法に基づき、学校職員等のストレスチェックを実施し、メンタル不調の未然防止を図る。								○		
		学校における働き方改革推進事業	教員一人ひとりの心身の健康保持の実現と、誇りとやりがいをもって職務に従事できる環境を整備することにより、学校教育の質の維持向上を図る。								○		
		性に関する指導推進事業	児童生徒等に、産婦人科などの専門医、助産師を講師として公立小・中学校に派遣し、性に関する指導の充実を図る。			○				○			



調布市自殺対策計画に関連する事業			基本施策						重点施策			その他の自殺対策に資する取組	
担当部名	担当課名	事業名	事業概要	① ワ ー ク 強 化  地域におけるネット	② 材 の 育 成  自殺対策を支える人	③ 健 康 づ く り の 推 進  市民のここからだの健康づくりの推進	④ 健 康 づ く り の 推 進  児童・生徒のここからの健康づくりの推進	⑤ 援 助  自殺未遂者等への支援	⑥ 自 死 遺 族 等 へ の 自 殺 対 策  自死遺族等への支援	① 対 策 の 推 進  子ども・若者への自殺対策	② の 推 進  働く人への自殺対策	③ の 推 進  高齢者への自殺対策	④ た 人 へ の 自 殺 対 策 の 推 進  様々な生きづらさを抱えた人への自殺対策の推進
指導室	授業改善推進事業	児童生徒が主体的で対話的な深い学びができるよう、指導主事等による授業参観と指導、助言及び各種研修を行う。					○						
	いじめ防止対策事業	各校のいじめ防止基本方針の点検と見直し、早期発見・対応、再発予防。調布市教育委員会いじめ防止に関する規則に基づき、調布市教育委員会いじめ問題対策協議会を設置。	◎			◎			○				
	SOSの出し方に 関する教育の推進	DVD教材を活用して、様々な困難・ストレスへの対処方法を身に付けさせる。また、児童・生徒の出したSOSについて、教職員をはじめとする周囲の大人が気づき、受け止める体制を構築する。		○		◎			○				
	教育支援コーディネーター室	教育支援コーディネーターを配置して関係機関と連携し、教員、児童・生徒、保護者や地域の人等の相談を受け、支援をコーディネートする。	◎			◎			◎				
社会教育課	リーダー養成講習会	中学生及び高校生学年対象のリーダー講習会、高校生学年以上対象のレクリエーション講習会で、青少年の健全育成を図り、地域で活躍できる人材を養成する。	○	○	◎					○			
	青少年交流館	青少年が同世代相互及び世代を超えた交流を通し、社会性や協調性を育み、豊かな人間性の形成を図る場を提供していく。	○	○						○			
教育相談所	来所相談・電話相談	いじめなど子どもの教育上の悩みや心配事に関する相談を、相談員が対面で受け付ける。仕事の都合や家庭の事情等で来所できない場合には、電話相談も行う。				◎	○		○			◎	



### 3 調布市自殺対策計画改定委員会要綱

令和6年1月31日要綱第7号

#### 調布市自殺対策計画改定委員会要綱

##### 第1 設置

自殺対策基本法（平成18年法律第85号）第13条第2項の規定する市町村自殺対策計画としての調布市自殺対策計画の改定について、市民と市の協働による検討を行うため、調布市自殺対策計画改定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

##### 第2 所掌事項

委員会は、次の各号に掲げる事項について検討し、その結果を市長に報告するものとする。

- (1) 自殺対策計画の改定に関すること。
- (2) 自殺対策に関する理解促進及び実態等の情報共有に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項。

##### 第3 構成

委員会は、市長が依頼し、又は任命する次の各号に掲げる者（以下「委員」という。）11人以内をもって構成する。

- (1) 市民公募委員 2人以内
- (2) 学識経験者 1人以内
- (3) 保健医療関係者 2人以内
- (4) 福祉関係者 3人以内
- (5) 警察関係者 1人以内
- (6) 消防関係者 1人以内
- (7) 教育関係者 1人以内

##### 第4 任期

委員の任期は、市長が依頼し、又は任命した日から令和7年3月31日までとする。

##### 第5 委員長及び副委員長

委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員が互選する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

##### 第6 招集

委員会は、委員長が招集する。

##### 第7 意見の聴取等

委員長は、委員会の運営上必要があると認めたときは、委員以外の者を委員会に出席させ、その意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

##### 第8 庶務

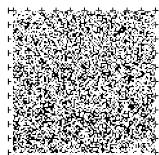
委員会の庶務は、福祉健康部健康推進課において処理する。

##### 第9 雜則

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

##### 附 則

- 1 この要綱は、令和6年2月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。
- 3 調布市自殺対策計画策定委員会要綱（平成30年6月29日調布市要綱88号）は、廃止する。

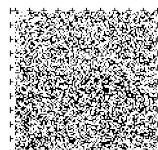


## 4 委員名簿等

### (1) 調布市自殺対策計画改定委員会委員

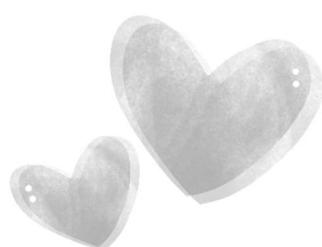
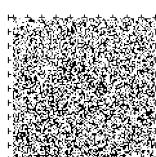
	区分	氏名	所属
1	市民公募委員	加藤 実三	
2	市民公募委員	池内 友子	
3	学識経験者	小高 真美	武蔵野大学 人間科学部社会福祉学科 教授
4	保健医療関係者	河西 あかね	多摩府中保健所 地域保健推進担当課長
5	保健医療関係者	青木 浩子	調布市医師会 精神保健部担当理事
6	福祉関係者	大関 朱音	地域包括支援センター ときわぎ国領
7	福祉関係者	木内 洋	調布市こころの健康支援センター センター長
8	福祉関係者	和泉 恵実	調布市社会福祉協議会 地域福祉推進課地域福祉係 子ども若者担当
9	警察関係者	加藤 良一	警視庁 調布警察署 生活安全課 防犯係担当係長
10	消防関係者	(～令和6年9月30日) 匂坂 喜代太 (令和6年10月1日～) 山口 健吉	東京消防庁 調布消防署 警防課 救急技術担当係長
11	教育関係者	海馬澤 一人	調布市教育委員会 教育部指導室 統括指導主事（教育支援担当）
オブザーバー		明 英彦 (第2回から参加)	全国自死遺族連絡会 理事

(敬称略)



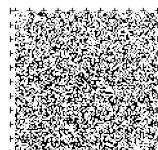
(2) 自殺対策計画改定庁内連絡会

部	課	部	課
行政経営部	企画経営課	福祉健康部	福祉総務課
	広報課		生活福祉課
総務部	人事課		高齢者支援室
	総合防災安全課		障害福祉課
市民部	納税課		子ども発達センター
	市民課		健康推進課
	市民相談課		保険年金課
生活文化 スポーツ部	文化生涯学習課	環境部	ごみ対策課
	協働推進課	都市整備部	住宅課
	多様性社会・男女共同 参画推進課	教育委員会 教育部	学務課
	産業振興課		指導室（学校教育担当）
子ども生活部	子ども政策課		指導室（教育支援担当）
	保育課		社会教育課
	子ども家庭課		図書館
	児童青少年課		

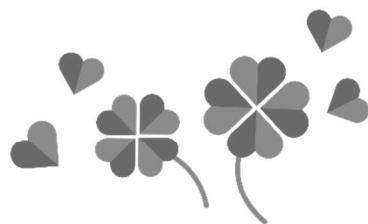
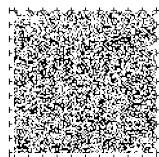


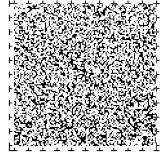
## 5 計画策定の経過

年月日	会議・調査等	主な内容
令和5年 6月30日 ～7月21日	調布市こころの健康・ 自殺対策に関する市民 意識調査	(1)回答者属性 (2)からだやこころの健康状態について (3)休養や睡眠について (4)アルコールについて (5)悩みや不安、ストレスについて (6)地域とのつながりなどについて (7)自殺とうつに関する意識について (8)メディア（ネット・新聞・テレビ・ラジオなどの情報媒体）について (9)新型コロナウイルス感染症について (10)自殺対策の現状等について (11)今後の自殺対策について
令和6年 2月16日	調布市健康づくり推進 協議会 第2回全体会	調布市こころの健康・自殺対策に関する市民意識調査の結果報告について
令和6年 5月16日	第1回調布市自殺対策 計画改定委員会	(1)調布市こころの健康・自殺対策に関する市民意識調査の報告 (2)国・都の自殺に関する動向について (3)調布市の自殺の現状について (4)現行計画の成果指標の報告及び現行計画の基本施策・重点施策ごとの課題について
令和6年 6月18日	第1回自殺対策計画改定 府内連絡会	(1)調布市こころの健康・自殺対策に関する市民意識調査の結果報告 (2)国・東京都・調布市の自殺の現状 (3)現行計画の成果指標報告及び課題について (4)意見交換
令和6年 7月18日	第2回調布市自殺対策 計画改定委員会	(1)現行計画の基本施策・重点施策ごとの課題について (2)市民意識調査と調布市の現状の追加分析について (3)学校教育での取組について (4)ヒアリングシートについて (5)骨子案について
令和6年 8月20日	調布市健康づくり推進 協議会 第1回全体会	骨子案について
令和6年 9月25日	第3回調布市自殺対策 計画改定委員会	(1)骨子案について (2)素案について



年月日	会議・調査等	主な内容
令和6年 10月15日	第2回自殺対策計画改定府内連絡会	(1) 骨子・素案の説明 (2) 意見交換
令和6年 10月22日	調布市健康づくり推進協議会 第2回全体会	素案について
令和6年 11月15日	第4回調布市自殺対策計画改定委員会	素案について
令和6年 12月17日	調布市健康づくり推進協議会 第3回全体会	素案について
令和6年 12月17日 ～令和7年 1月17日	パブリックコメント	3件
令和7年 1月21日	第3回自殺対策計画改定府内連絡会	(1) 素案の説明 (2) パブリックコメントについて (3) 意見交換
令和7年 2月12日	第5回調布市自殺対策計画改定委員会	素案について
令和7年 2月18日	調布市健康づくり推進協議会 第4回全体会	調布市自殺対策計画（第2次）（案）について





## 6 自殺総合対策大綱（概要）

### 「自殺総合対策大綱」（令和4年10月閣議決定）（概要）

- 平成18年に自殺対策基本法が成立。
- 同法に基づく「自殺総合対策大綱」に基づき、自殺対策を推進。

現 行：令和4年10月14日閣議決定  
第3次：平成29年7月25日閣議決定  
第2次：平成24年8月28日閣議決定  
第1次：平成19年6月 8日閣議決定

#### 第1 自殺総合対策の基本理念

誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す

- ✓ 自殺対策は、社会における「生きることの阻害要因」を減らし、「生きることの促進要因」を増やすことを通じて、社会全体の自殺リスクを低下させる

阻害要因：過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立等  
促進要因：自己肯定感、信頼できる人間関係、危機回避能力等

#### 第2 自殺の現状と自殺総合対策における基本認識

- ✓ 自殺は、その多くが追い込まれた末の死である
- ✓ 年間自殺者数は減少傾向にあるが、非常事態はいまだ続いている
- ✓ 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた対策の推進
- ✓ 地域レベルの実践的な取組をPDCAサイクルを通じて推進する

#### 第3 自殺総合対策の基本方針

1. 生きることの包括的な支援として推進する
2. 関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む
3. 対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させる
4. 実践と啓発を両輪として推進する
5. 国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業及び国民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する
6. 自殺者等の名誉及び生活の平穏に配慮する

#### 第4 自殺総合対策における当面の重点施策

1. 地域レベルの実践的な取組への支援を強化する
2. 国民一人ひとりの気付きと見守りを促す
3. 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する
4. 自殺対策に関わる人材の確保、養成及び資質の向上を図る
5. 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する
6. 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする
7. 社会全体の自殺リスクを低下させる
8. 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ
9. 遺された人への支援を充実する
10. 民間団体との連携を強化する
11. 子ども・若者の自殺対策を更に推進する
12. 勤務問題による自殺対策を更に推進する
13. 女性の自殺対策を更に推進する

#### 第5 自殺対策の数値目標

- ✓ 誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指すため、当面は先進諸国との現在の水準まで減少させることを目指し、令和8年までに、自殺死亡率（人口10万人当たりの自殺者数）を平成27年と比べて30%以上減少させることとする。  
(平成27年：18.5 ⇒ 令和8年：13.0以下) ※令和2年：16.4

#### 第6 推進体制等

1. 国における推進体制
2. 地域における計画的な自殺対策の推進
3. 施策の評価及び管理
4. 大綱の見直し

1

## 「自殺総合対策大綱」

### <第4 自殺総合対策における当面の重点施策の概要>

#### 1. 地域レベルの実践的な取組への支援を強化する

- 地域自殺実態プロファイル、地域自殺対策の政策パッケージの作成
- 地域自殺対策計画の策定・見直し等の支援
- 地域自殺対策推進センターへの支援
  - ・地域自殺対策推進センター長の設置の支援
  - ・全国の地域自殺対策推進センター長による会議の開催に向けた支援
- 自殺対策の専任職員の配置・専任部署の設置の促進

#### 2. 国民一人ひとりの気付きと見守りを促す

- 自殺予防週間と自殺対策強化月間の実施
- 児童生徒の自殺対策に資する教育の実施
  - ・命の大切さ・尊さ、SOSの出しおし、精神疾患への正しい理解や適切な対応を含めた心の健康の保持に係る教育等の推進
- 自殺や自殺関連事象等に関する正しい知識の普及、うつ病等についての普及啓発
  - ・「自殺は、その多くの追い込まれた末の死である」「自殺対策とは、生きることの包括的支援である」という認識の普及
  - ・メンタルヘルスの正しい知識の普及促進

#### 3. 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する

- 自殺の実態や自殺対策の実施状況等に関する調査研究・検証・成果活用
  - ・相談機関等に集約される情報の活用の検討
  - ・子ども・若者及び女性等の自殺調査、死因究明制度との連動
  - ・自殺等の事案について詳細な調査・分析
  - ・予防のための子どもの死に検証(CDR; Child Death Review)の推進
  - ・若者・女性及性別属性のタブリティの生きづらさ等に関する支援一体型の実態把握
  - ・コロナ禍における自殺等の調査
  - ・うつ病等の精神疾患の病態解明等につながる学際的研究

#### 4. 自殺対策に関わる人材の確保、養成及び資質の向上を図る

- 大学や専修学校等と連携した自殺対策教育の推進
- 連携調整を担う人材の養成
- かかりつけ医、地域保健スタッフ、公的機関職員等の資質向上
- 教職員に対する普及啓発
- 介護支援専門員等への研修
- ゲートキーパーの養成
  - ・若者を含めたゲートキーパー養成
- 自殺対策従事者への心のケア
  - ・スーパーバイザーの役割を果たす専門職の配置等を支援
- 家族・知人、ゲートキーパー等を含めた支援者への支援

#### 5. 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する

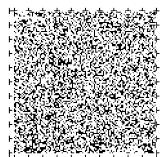
- 職場におけるメンタルヘルス対策の推進
  - ・パワーハラスマント対策の推進、SNS相談の実施
- 地域における心の健康づくり推進体制の整備
- 学校における心の健康づくり推進体制の整備
- 大規模災害における被災者の心のケア、生活再建等の推進

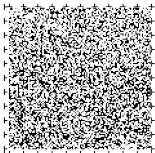
#### 6. 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする

- 精神科医療、保健、福祉等の連動性の向上、専門職の配置
- 精神保健医療福祉サービスを担う人材の養成等
  - ・自殺の危険性の高い人を早期に発見し確実に精神科医療につなげるよう体制の充実
- 子どもに対する精神保健医療福祉サービスの提供体制の整備
  - ・子どもの心の診療体制の整備
- うつ病、依存症等うつ病以外の精神疾患等によるハイリスク者対策

#### 7. 社会全体の自殺リスクを低下させる

- 相談体制の充実と相談窓口情報等の分かりやすい発信、アウトリーチ強化
- ICT（インターネット・SNS等）活用
  - ・SNS等を活用した相談事業支援の拡充、ICTを活用した情報発信を推進
- インターネット上の誹謗中傷及び自殺関連情報対策の強化
  - ・自殺の誘引・勧説等情報についての必要な自殺防止措置・サイバーパトロールによる取組を推進
  - ・特定個人を誹謗中傷する書き込みの速やかな削除の支援や人権相談等を実施
- ひきこもり・児童虐待・性犯罪・性暴力の被害者、生活困窮者、ひとり親家庭に対する支援
- 性的マイルティの方等に対する支援の充実
- 関係機関等の連携に必要な情報共有
- 自殺対策に資する居場所づくりの推進
  - ・オンラインでの取組も含めて孤立を防ぐための居場所づくり等を推進
- 報道機関に対するWHOガイドライン等の周知
- 自殺対策に関する国際協力の推進





## 「自殺総合対策大綱」 ＜第4　自殺総合対策における当面の重点施策の概要＞

### 8.自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ

- 地域の自殺未遂者支援の拠点機能を担う医療機関の整備
- 救急医療機関における精神科医による診療体制等の充実
- 医療と地域の連携推進による包括的な未遂者支援の強化
  - ・自殺未遂者が退院後に円滑に精神科医療につなげるための医療連携体制の整備
  - ・自殺未遂者から得られた実態を分析し、匿名でのデータベース化を推進
- 居場所づくりとの連動による支援
- 家族等の身近な支援者に対する支援
  - ・傾聴スキルを学ぶ動画等の作成・啓発
- 学校、職場等での事後対応の促進

### 9.遺された人への支援を充実する

- 遺族の自助グループ等の運営支援
- 学校、職場等での事後対応の促進
  - ・学校、職場、公的機関における遺族等に寄り添った事後対応等の促進
- 遺族等の総合的な支援ニーズに対する情報提供の推進等
  - ・遺族等が直面する行政上の諸手続や法的問題等への支援の推進
- 遺族等に対応する公的機関の職員の資質の向上
- 遺児等への支援
  - ・ヤングケアラーとなっている遺児の支援強化

### 10.民間団体との連携を強化する

- 民間団体の人材育成に対する支援
- 地域における連携体制の確立
- 民間団体の相談事業に対する支援
  - ・多様な相談ニーズに対応するため、SNS等を活用した相談事業支援を拡充
- 民間団体の先駆的・試行的取組や自殺多発地域における取組に対する支援

### 11.子ども・若者の自殺対策を更に推進する

- いじめを苦にした子どもの自殺の予防
- 学生・生徒への支援充実
  - ・長期休業の前後の時期における自殺予防を推進
  - ・タブレット端末の活用等による自殺リスクの把握やプッシュ型の支援情報の発信を推進
  - ・学校、地域の支援者等が連携して子どもの自殺対策にあたることができる仕組みや緊急対応時の教職員等が迅速に相談を行える体制の構築
  - ・不登校の子どもへの支援について、学校内外における居場所等の確保
- SOSの出し方にに関する教育の推進
  - ・命の大切さ・尊さ、SOSの出し方・精神疾患への正しい理解や適切な対応を含めた心の健康の保持に係る教育等の推進
  - ・子どもがSOSを出しやすい環境を整えるとともに、大人が子どものSOSを受け止められる体制を構築
- 子ども・若者への支援や若者の特性に応じた支援の充実
  - ・SNS等を活用した相談事業支援の拡充、ICTを活用した情報発信を推進
- 知人等への支援
  - ・ゲートキーパー等を含めた自殺対策従事者の心の健康を維持する仕組みづくり
- 子ども・若者の自殺対策を推進するための体制整備
  - ・こども家庭庁と連携し、体制整備を検討

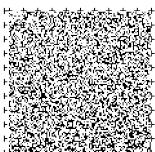
### 12.勤務問題による自殺対策を更に推進する

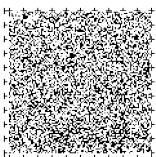
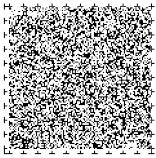
- 長時間労働の是正
  - ・勤務時間管理の徹底及び長時間労働の是正の推進
  - ・勤務間インターバル制度の導入促進
  - ・コロナ禍で進んだテレワークを含め、職場のメンタルヘルス対策の推進
  - ・「過労死等の防止のための対策に関する大綱」に基づき、過労死等の防止対策を推進
  - ・副業・兼業への対応
- 職場におけるメンタルヘルス対策の推進
- ハラスメント防止対策
  - ・パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント、妊娠・出産等に関するハラスメントの防止

### 13.女性の自殺対策を更に推進する

- 妊娠婦への支援の充実
  - ・予期せぬ妊娠等により身体的・精神的な悩みや不安を抱えた若年妊娠等について性と健康の相談センター事業等による支援を推進
- コロナ禍で顕在化した課題を踏まえた女性支援
  - ・子育て中の女性等を対象にきめ細かな就職支援。
  - ・配偶者等からの暴力の相談体制の整備を進める等、被害者支援の更なる充実
  - ・様々な困難・課題を抱える女性に寄り添ったきめ細かい相談支援等の地方公共団体による取組を支援
- 困難な問題を抱える女性への支援

3





登録番号  
(刊行物番号)

2025-35

---

## 調布市自殺対策計画（第2次）

---

発行日 令和7年4月

発 行 調布市  
編 集 福祉健康部健康推進課  
〒182-0026  
東京都調布市小島町2-33-1  
文化会館たづくり西館保健センター  
電 話 042-441-6100  
FAX 042-441-6101  
メール kenkou@city.chofu.lg.jp

---

